

神奈川県神奈川区制 100 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

制 定 令和 8 年 6 月 1 日

神政第 213 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県神奈川区制 100 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第 2 条 ロゴマークを使用することで、神奈川県神奈川区制 100 周年を区民と共に祝い、盛り上げることを目的とする。

(ロゴマークの権利)

第 3 条 ロゴマークに関する一切の権利は、横浜市に属する。

(使用の条件)

第 4 条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、横浜市に届出の上で使用することができる。

- (1) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき
- (2) 他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき
- (3) 特定の個人、企業、団体又は商店等の利益を目的として、ロゴマークを使用した商品を販売するとき

ただし、本条第 2 項に該当する場合はこの限りでない。

- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれのあるとき
 - (5) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれのあるとき
 - (6) 横浜市、神奈川県神奈川区の信用又は品位を傷つけると認められる、又はそのおそれがあるとき
 - (7) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められるとき
 - (8) その他、ロゴマーク使用を神奈川県神奈川区長が不相当と認めるとき
- 2 次の各号に掲げるときに限り、特定の団体、企業又は商店の利益を目的として、ロゴマークを使用した商品を販売することができる。
- (1) 横浜市内に事業所がある地域団体及び非営利活動法人等の非営利団体が、第 2 条に掲げる目的で、ロゴマークを使用した商品を販売するとき
 - (2) 横浜市内にある、障害者の支援に係る事業を行う法人及び団体が、当該事業所を利用する障害者が製作に関わった製作物を、第 2 条に掲げる目的で販売するとき
 - (3) その他、あらかじめ横浜市に相談の上、神奈川県神奈川区長の下承を得たとき

(使用の届出)

第5条 ロゴマークの使用を希望する団体又は個人は、「神奈川区制 100 周年記念ロゴマーク使用届出書」(第1号様式)に必要事項を記入し、使用を開始する2週間前までに神奈川区長に提出しなければならない。ただし、神奈川区役所各課、神奈川区制 100 周年記念事業実行委員会、及び当該委員会に所属する団体が使用する場合は、使用する事業内容を事前に区政推進課に連絡し、使用見本等を提出することで、届出を省略できるものとする。

また、届出にかかわる物品等の完成品を神奈川区長へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真等を提出すること。

- 2 届出者は、届出書に添付書類(規約、会則その他これらに類するもの、その他必要と認める書類及び使用見本)を添えて、神奈川区長に提出すること。
- 3 使用者はロゴマークの使用にあたって、次の注意事項を遵守するものとする。

<使用にあたっての注意事項>

- (1) 申請した内容以外には一切使用しないこと。
- (2) 使用に関して、横浜市及び神奈川区に迷惑をかけたり、市民及び区民に誤解を与える行為をしないこと。
- (3) 別に定める「神奈川区制 100 周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。

(使用期間)

第6条 ロゴマークを使用出来る期間は、令和8年6月1日から令和9年12月31日までとする。

- 2 前項の期間は事業の運営上予告なく変更することがある。
- 3 横浜市は使用期間の変更に基づく損害についてその責を負わない。

(使用の中止)

第7条 ロゴマークを使用する者が、第4条各号に該当することが明らかとなったとき、第5条に定めるガイドラインを遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、横浜市はその使用の中止を求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、横浜市はその責を負わない。

(損失補償等の責任)

第8条 横浜市は、ロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、神奈川区長が別に定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。